図Ⅲ－28　生産誘発率と需要依存率からみた地域特性（平成７年）

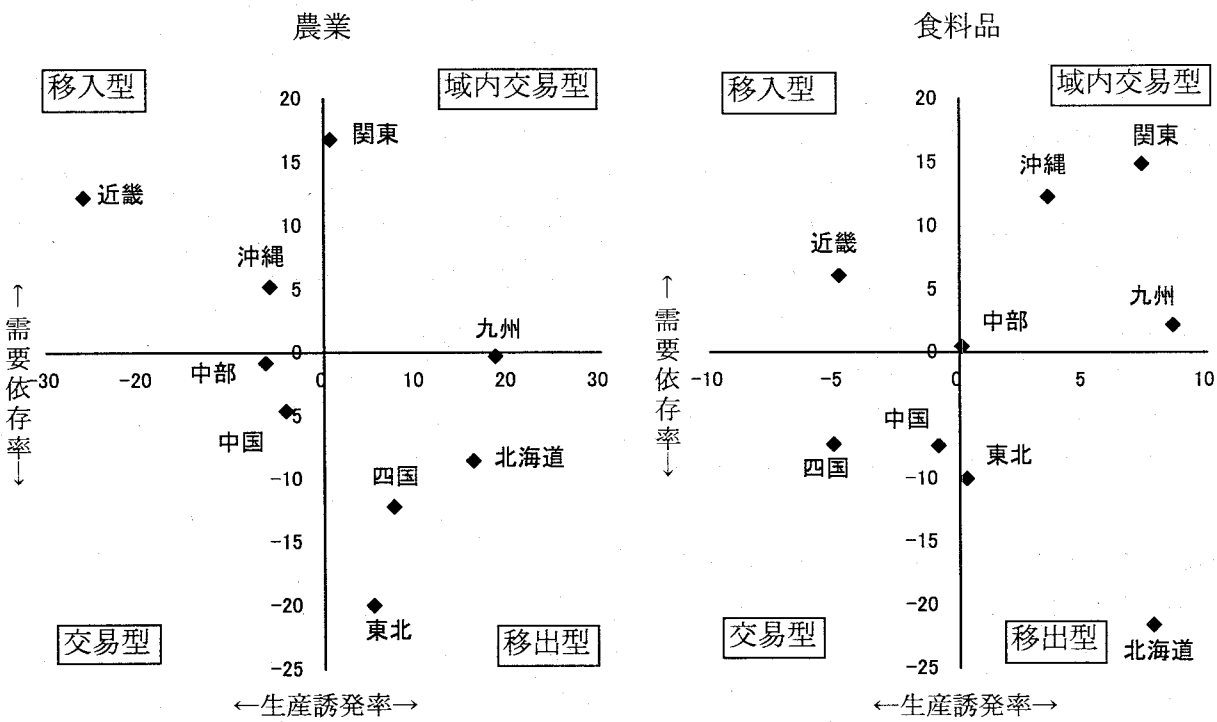

資料：経済産業省「地域産業連関表（平成７年）」を基に農林水産省で作成。

注：1)　地域区分は以下のとおりである。

東北：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
中部：富山、石川、岐阜、愛知、三重
近畿：福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国：鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国：徳島、香川、愛媛、高知
九州：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

2)　生産誘発率とは、地域ごとの移入率の全国平均と当該地域の移入率の差である。生産誘発率が低い「移入型」や「交易型」は、当該地域の需要増が自地域の生産を誘発する率が相対的に小さく、生産波及効果が他地域へ流出しやすい。

3)　需要依存率とは、地域ごとの移出率の全国平均と当該地域の移出率の差である。需要依存率が低い「移出型」や「交易型」は、当該地域の生産増が他地域の需要に依存する率が相対的に大きく、他地域の需要の動向に左右されやすい。

正を図ることとしている。

町村（農村）部のインターネットの世帯利用率は都市部と大きな格差はなくなってきているが、利用頻度は都市部と比べて依然として低くなっている（図Ⅲ－29、30）。ブロードバンド*1の利用率は大都市部38.9%の半分以下の17.3%であり、高速インターネット基盤の整備が遅れていることがうかがえる。農村部の情報通信の利用環境について都市部と格差が広がらないように高速インターネット基盤*2の整備を推進する必要がある。

また、農業者の情報利活用の頻度は商工業者や会社員に比べて低くなっている（図Ⅲ－31）。

このため、農林水産省では、「e-Japan重点計画―2003」等を受けて、「e-むらづくり計画」を策定し、モデル地域での重点的な情報通信基盤の整備の支援、高速インターネットを駆使するための各種の支援等を関係府省と連携して実施している。

具体的には、現在、各地で電子商取引の活用、市況や気象情報の入手、遠隔監視による農作物の生育制御等、地域農業や農業経営に変革をもたらす可能性のある情報システムの整備が行われている。その整備に際しては農業者や地域の要望を十分踏まえるとともに、情報技術の有用性についての農業者等の理解の促進と利活用能力の向上を図ることが求められている。

さらに、農村の情報通信基盤の整備は、情報技術を活用して遠隔地での勤務を可能とするいわゆるＳＯＨＯ*3や新たな企業の創業の促進等を通じた定住条件の整備、食の安全・安心を含めた都市に向けた情報発信の手段等としても重要となっている。このため、地域全体のむらづくりとしての視点に立って総合的な整備が行われていく必要がある。

＜事例：情報技術を活用した地域の活性化の取組＞

富山県八尾町（やつおまち）では、農業の担い手の不足、農業従事者の高齢化に加え、住民の町の平坦部や町外への流出が進み、特に中山間地域に立地する集落の維持が困難な状況にあった。

町では農業生産基盤の整備、道路網や下水道等の生活環境の改善等の施策に加え平成７年以降、教育、福祉、防災等に多くの効果が期待できる情報通信基盤を有する農村づくりを進めることとした。

具体的には７年に全世帯を対象とした双方向ケーブルテレビの整備に着手し、９年から39チャンネルのテレビ放送、町の自主番組の製作と放送、農業気象情報や栽培技術等の農業関連情報等の提供等を開始した。また、10年には町が高速インターネットの事業主体となり町民への低料金のインターネット接続サービスを開始した。

さらに、すべての小中学校を結ぶ高速ネットワークの構築、ケーブルテレビ回線を通じて血圧等のデータを家庭から町健康福祉センターへ送信して保健師が健康指導を行うサービスを行っている。

このような取組の結果、八尾町の中山間地域で、５組のIターン入居者などにより人口が増加した地区がある。また、農業情報を利用した経営感覚に優れた担い手の育成や営農組織づくりが推進されており、経営の複合化や営農組合の生産面積の拡大が進んでいる。さらに、町の農業体験教室等を紹介する自主製作番組を県内のケーブルテレビ局を通じて宣伝したこと等により、12年には千人あまりだった農業体験教室等の参加人数が14年には約７千人になるなど、都市との交流の推進にも効果が現れ

---

*1　巻末［用語の解説］を参照。
*2　巻末［用語の解説］を参照。
*3　巻末［用語の解説］を参照。

図Ⅲ－29　インターネットの世帯（自宅）利用率の推移

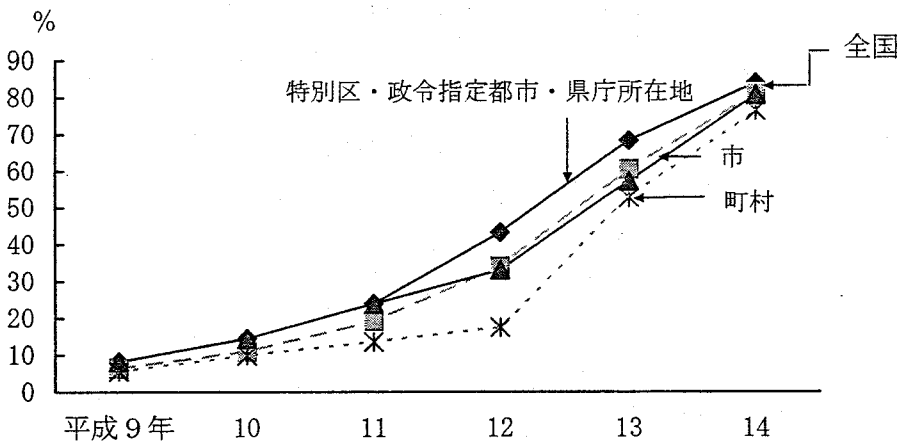

資料：総務省「通信利用動向調査」（14年12月調査）
注：1)　全国の20歳以上の世帯主のいる6,400世帯に対するアンケート調査である（回収率57.4%）。
2)　「市」とは、「特別区、政令指定都市、県庁所在地」を除く市のことである。

図Ⅲ－30　都市規模別インターネット利用頻度

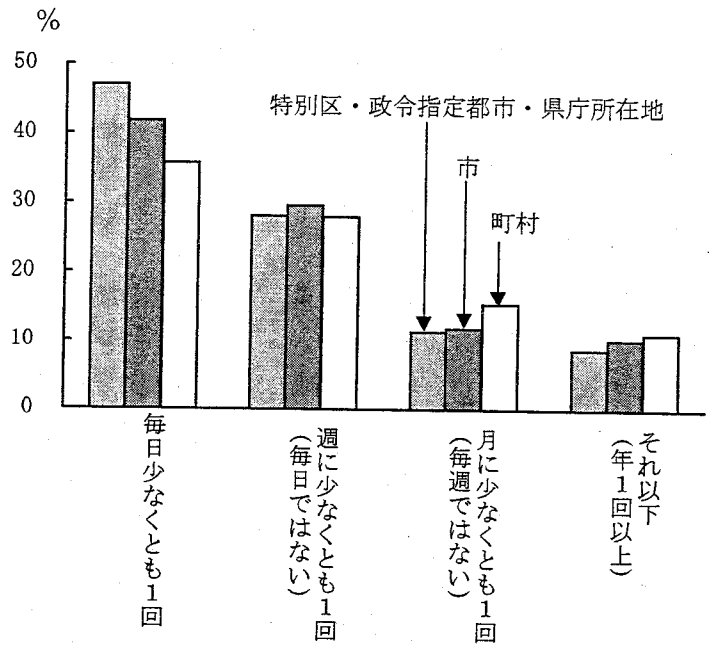

資料：総務省「通信利用動向調査」（14年12月調査）
注：1)　全国の20歳以上の世帯主のいる6,400世帯に対するアンケート調査である（回収率57.4%）。
2)　「市」とは、「特別区、政令指定都市、県庁所在地」を除く市のことである。

図Ⅲ－31　世帯主の職業別のインターネット利用率

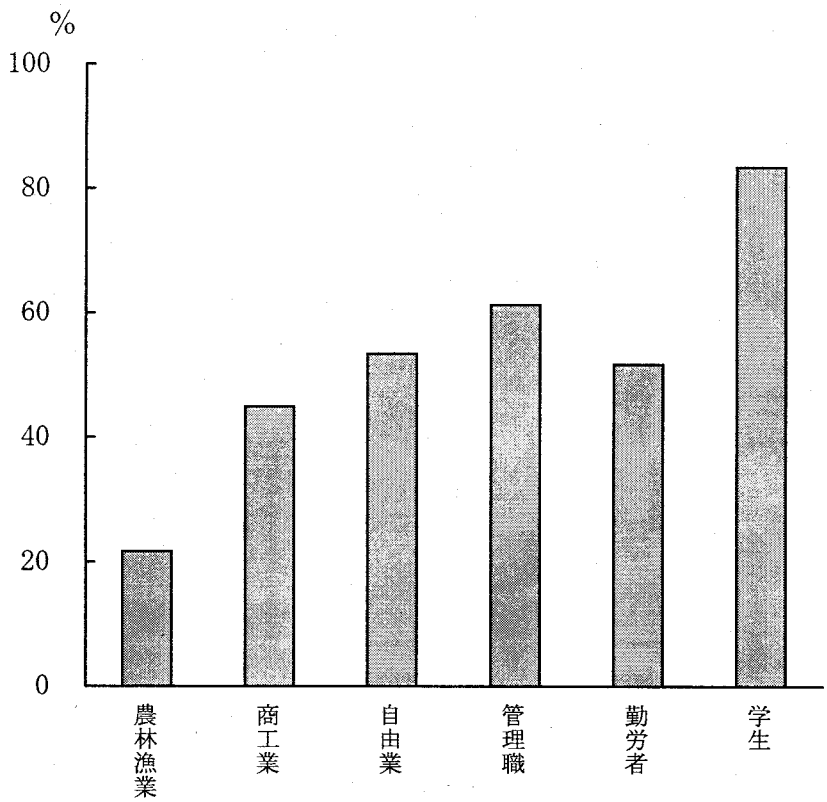

資料：総務省「通信利用動向調査」（13年11月調査）
注：無作為抽出による全国6,400世帯を対象としたアンケート調査である（回収率60.1%）。

ている。

町は今後、情報を有効に利活用する農業経営体の育成、産地と消費地のネットワークの構築等を目指しており、情報技術を活用したさらなる地域の活性化が期待される。

（農山漁村からの効果的な情報発信が重要である）

我が国では、物質的な豊かさがもたらされている反面、人々が日常生活で精神的な豊かさを感じる機会は減少し、国民の価値観や意識は、「ゆとり」、「やすらぎ」、「いやし」といった心を重視するものに変化している。このような状況のなかで、都市住民の自然やふるさと志向と、地域の活性化を進める農山漁村の取組を結び付けるために、都市と農山漁村の交流を推進する運動が展開されている。

都市との交流については、農山漁村の市町村の５割が既に取り組んでおり、２割が今後取り組む予定であり、交流に対する意欲は高い。交流推進の課題としては、農山漁村体験メニューの充実と並んで６割の市町村が都市住民の要望の把握と情報発信をあげている*1。都市住民が農村を訪問するきっかけは、「たまたま」が29%と最も多く、次いで15%が「家族・知人に聞いて」の訪問であり*2、具体的な訪問に結び付く農村からの効果的な情報発信が少ないことがうかがえる。

このようななかで、14年９月に設置された内閣官房副長官及び関係省の副大臣で構成される「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」の提言を受け、旅行・運輸関係の企業やＮＰＯ、地方自治体等が幅広く参画した「都市と農山漁村の共生・対流推進会議（通称「オーライ！ニッポン会議」）」が15年６月に発足した。「オーライ！ニッポン会議」は、都市と農山漁村双方の生活・文化を享受する新たな生活様式の普及を目指して、インターネットやシンポジウム等を利用して広く国民に向けた情報発信、参画団体間や共生・対流に関係する学校等の連携の強化等に取り組んでいる。

農山漁村においては、このような機会を積極的に活用し、都市との具体的な交流に結び付く効果的な情報の受発信に取り組むことが求められている。

（農産物直売所は地域の活性化等に寄与している）

農産物直売所の設置数は全国で約１万２千か所に及んでおり*3、その運営主体をみると、生産者グループと農協がそれぞれ３割を占めている*4。このうち農協の多くは自ら店舗を所有しているが、生産者グループでは自治体や農協から店舗を借り受けている例が多い。また販売額の５割を野菜が占め、次いで果物と農産加工品の占める割合が高い(図Ⅲ－32)。

全国の市町村を対象としたアンケートによると、農産物直売所の設置は、経済的な効果のほかに、女性や高齢者の社会参加、消費者との交流の促進の面で高い評価がなされており*5、地域の活性化に寄与していることがうかがわれる。

農産物直売所は、生産者の顔が見える農産物等を求める消費者の期待にこたえるもので

---

*1　農林水産省「都市と農山漁村の共生・対流への取組状況」（15年４月）
*2　農林水産省「都市と農村の共生・対流に関する都市住民及び農業者意向調査」（14年３月）
*3　財団法人都市農山漁村交流活性化機構「都市農村交流に係る市場規模等算定手法確立の調査検討」（15年３月）
*4　農林水産省調べ（15年7月調査。全国の主な直売所1,031店舗を対象としたアンケート調査である。）。
*5　農林水産省「農業・農村の持続的な発展への取組に関する調査」（Ｐ.49脚注参照）

図Ⅲ－32　直売所販売額の品目構成比

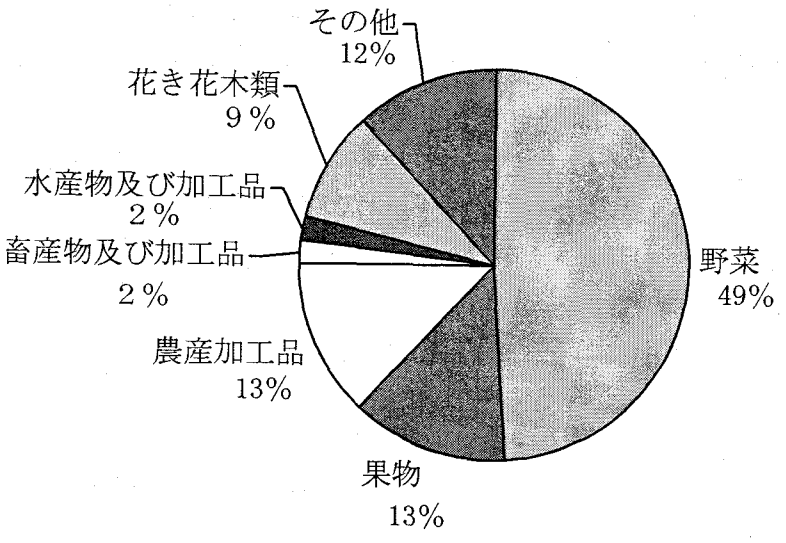

資料：農林水産省「食品流通改善基礎調査」（14年度）
注：全国の主な直売所を対象としたアンケート調査である（15年１月調査、回答数1,031）。

あり、生産者等による一層主体的な取組が期待される。

（グリーン・ツーリズムの推進の受皿づくりが重要となっている）

内需主導の地域経済の再生を図るためには、観光等サービス産業を中心として雇用機会の拡大が重要であり、農山漁村では、観光立国の実現と都市と農山漁村の共生・対流の取組の一環として、グリーン・ツーリズム[*1]が推進されている。

グリーン・ツーリズムの普及状況について、農家民宿を指標としてみると、民宿軒数が約５千軒、利用者数は年間900万人から１千万人であり、全国の観光目的の宿泊者延べ人数の３％となっている[*2]。また、財団法人都市農山漁村交流活性化機構に登録された農林漁業体験民宿は14年度末現在536軒であるが、宿泊と一体となった体験メニューの提供が困難なために、３年ごとの更新時期に登録を取り消す民宿もあり、やや減少している。

都市住民に対するモニター調査では、グリーン・ツーリズムの認知度について、その内容を知っている者は46％、聞いたことがある者を加えると74％に達し、年齢が上がるほど認知度は高い（図Ⅲ－33）。また、首都圏在住高齢者の６割は農村を訪問したいと考えているが、実際に訪問した者は４割にとどまっている。今後、高齢者も含めて都市住民が訪れやすい環境づくりに向けて、安心して宿泊できる施設の整備、多様な年齢層の人々が参加しやすい農作業の体験メニューづくり等が求められている。

また、グリーン・ツーリズムに積極的でない都市住民は、農村に関する具体的な情報提供が少ないことをその理由としてあげており[*3]、効果的な情報発信が課題となっている。

さらに、グリーン・ツーリズムの推進に当たっては、６割の市町村が魅力ある体験メニューづくりが課題であるとしており、３割の市町村が受入れ農家や体験指導者の不足の解消と人材育成が課題であるとしている。

一方、我が国の国際観光については、海外への旅行者は２年から14年の間に600万人増加し1,700万人となっているが、海外からの旅行者は200万人増の500万人と[*4]、世界で35位、アジアで９位にとどまっている。このため、政府は15年７月に観光立国行動計画を策定し、22年までに海外からの旅行者を倍増させる取組を進めているが、地方圏を訪問する外国人は減少傾向にある（図Ⅲ－34）。

今後、農村地域において、グリーン・ツーリズム等によって農村を訪れる人々をふやし、定着させていくためには、企画力や行動力のある人材や組織の育成、受入れ環境の整備、効果的な情報受発信等の受皿づくりが重要となっている。

また、グリーン・ツーリズムの経験者の６割は農村景観を楽しんでいるように、農村には優れた景観を有する地域が多くある。その一方で、耕作放棄の進行、廃棄物の不法投棄、無秩序な開発等により、美しい景観が損なわれる事例も見受けられる。地方自治体の調査[*5]

---

*1　グリーン・ツーリズムとは農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動のことをいう。

*2　農林水産省調べ(12年)。

*3　農林水産省「農業・農村体験（グリーン・ツーリズム）に関する意識について」（15年８月）（図Ⅲ-33参照。）

*4　国土交通省「観光白書」（15年）

*5　青森県「景観に関する県民の意識調査」（14年）、新潟県「新潟県の景観に関する意識調査」（14年）、長野県「景観に関する県民の意識調査」（15年）等

図Ⅲ－33　グリーン・ツーリズムの認知度

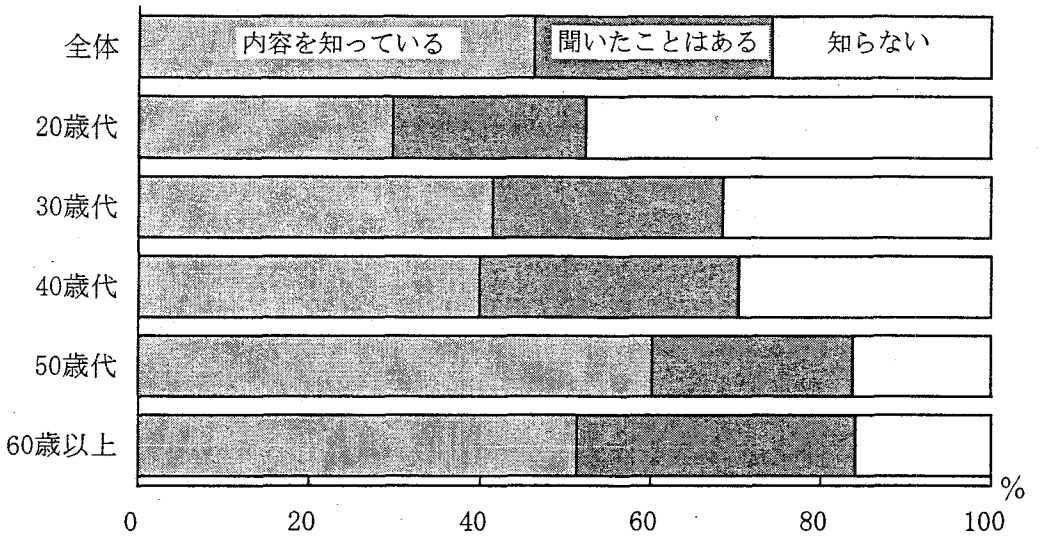

資料：農林水産省「農業・農村体験（グリーン・ツーリズム）に関する意識について」（15年８月）
注：食料品消費モニター（全国主要都市に在住する一般消費者（1,021名）に対するアンケート調査である（回収率99.0%）。

図Ⅲ－34　訪日外国人の圏域別訪問数の推移
（平成10年＝100）

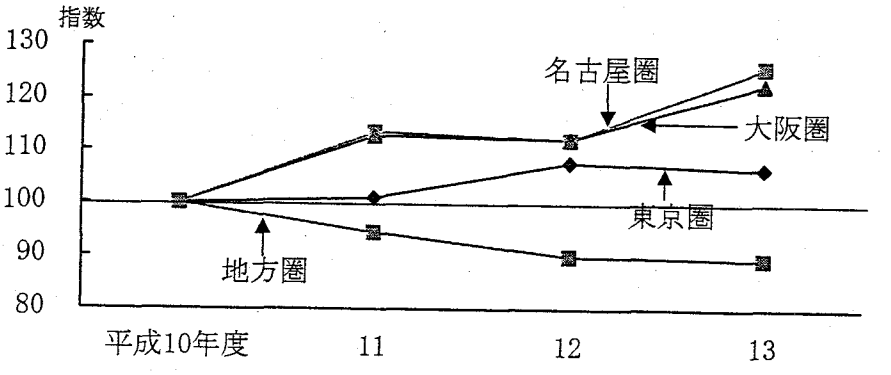

資料：国土交通省「観光白書」（15年）に基づき農林水産省で作成。
注：1）　外国人訪問者数と都道府県別延べ訪問率から推計した。
2）　東京圏は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、名古屋圏は岐阜県、愛知県、三重県、大阪圏は京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいい、地方圏とはこれらを除く道県である。

では、広告や看板、電柱等が問題となり地域の景観が観光資源として活かされていないと感じているものが多い。

このようななかで、美しい景観を維持するための条例を策定する市町村が年々増加している。また、農林水産省は、国土交通省、環境省と連携して、都市と農山漁村の良好な景観の形成を図ることを目的とした景観法案を16年通常国会に提出した。同法律案は、地方公共団体による景観計画の作成、建築物の形態意匠等の制限、住民による景観協定の締結、景観と調和の取れた農地の利用の誘導、耕作放棄地の農業公社やＮＰＯ等による管理等を内容としている。

さらに15年９月には、個性ある魅力的な農山漁村づくりに向けた施策の展開方向を取りまとめた「水とみどりの「美の里」プラン21」が公表され、農林水産関連事業における景観配慮の原則化や、農山漁村の景観形成のための取組等が定められた。

今後、農村の美しい景観を維持、形成するためには、地域本来の魅力を活かしつつ、都市住民が憧れをもって訪れあるいは移住し、地域住民が誇りをもって定住できる美しい風格ある農村づくりを進めることが重要となっている。

＜事例：美しい農村景観づくりの取組＞

大分県豊後高田市の田染荘は、平安末期から鎌倉時代にかけての荘園の集落やほ場の様子を今日まで引き継いでいる地域である。一方で、この地域は複雑な形状の水田、土水路、狭小な農道であるため農地の維持管理が困難であり、大規模なほ場整備等を望む声も多かった。

田染荘の中心に位置する小崎地区では、景観保全と整備に関して10年近く議論を重ね、昔ながらの水田と集落の景観を保全しながら、地域の活性化に取り組むことを集落の総意として決定し、平成11年には「荘園の里推進委員会」を設立した。

委員会では、水田の区画は昔からの形状を残しながら、緑を活かして水路や農道を整備することで、景観を保全するとともに営農の利便性を確保することとしている。また、12年からグリーン・ツーリズムに取り組む地元組織と連携して「荘園領主制度」（棚田オーナー制度）を創設し、田植え祭、収穫祭、生き物調査等の体験や学習を中心とした行事を実施しており、現在では年間４千人以上の観光客が訪れている。

さらに14年には３戸の農家が農家民宿を開業するとともに、隣接市町村の既存の観光施設との連携を進めるなど、田染荘の伝統的な美しい景観を活かした農村における新しい形態の観光拠点づくりを進めている。

（農業体験学習を契機とした地域の活性化が期待される）

近年、心の豊かさをはぐくみ、人間形成に役立つなどの大きな教育効果をもたらすものとして、農業体験学習の取組が全国的な広がりをみせている。

また、農業体験学習は、子ども達が農業や農村に対して親しみをもち、食について考え、都市と農村が連携することの必要性等を体験的に理解するうえで良い機会となっている。

全国の小中学校を対象とした調査によると、小学校の７割、中学校の３割が農業体験学

習に取り組んでおり、それらの９割以上が今後も取り組む予定である[*1]。

体験学習の内容をみると、農作業のすべてを実施している学校は、いも類や野菜を扱うところが多く、農作業の一部を実施している学校は稲刈り等を行うところが多い。

体験学習実施の主な問題点として、４割の学校が教師の知識不足や適当な場所がないことをあげている[*2]。このため農村地域において関係者が連携した、計画づくりや場所の確保、知識の普及、人材育成等の組織づくりが課題となっている。

また、農業体験学習を受け入れている市町村においては、農家の収入増等の経済的な効果以外に、資源や人材の発掘等につながること、高齢者等も農業の担い手としての自負をもつことができること等の地域活性化の効果が生まれている[*3]。体験学習の終了後に子ども達が再び農村を訪問したり、子どもの保護者向けに地元農産物の通信販売を開始した事例もあり、農業体験学習を契機として都市と農村のより広い交流につながっていくことが期待される。

＜事例：中高校生の農業体験修学旅行の受入れ＞

青森県名川町（ながわまち）では、平成５年から首都圏の高校の農業体験修学旅行の受入れを開始し、６年には受入れ農家を中心に「ながわホームステイ連絡会」が結成された。

現在、連絡会には21戸の農家が加入しており、主に首都圏や近畿圏の中高校生の農業体験修学旅行を２泊３日で受け入れている。農業体験修学旅行の受入れには近隣３町と協力体制をとっており、15年には４町あわせて８校、約1,200人を受入れており、16年には10校、約２千人を受け入れる予定になっている。

体験学習は、農家への宿泊、名川町の特産品のりんごやさくらんぼの摘花や収穫等を中心に取り組まれており、中高校生からは農業や農村の生活を理解する貴重な体験であったという感想が寄せられている。

また、連絡会では、神奈川県の高校の受入れを機会に、高校と連絡会会員との交流が続いており、高校の地元の市民祭や文化祭において農産物の販売等を実施するなど、都市との交流を広めている。さらに、韓国からの農村研修も受け入れており、受入れ農家が韓国を訪問するなど海外との交流も深めている。

なお、農業体験修学旅行を希望する中学や高校は増加しているものの、加入農家があまりふえないため組織的な受入体制の整備が課題となっている。このため連絡会では、県内全域の市町村と連携した受入れ体制の整備を行政機関と連携して進めているところである。

このように農業体験修学旅行の受入れは、経済的な効果に加え、青少年の情操教育や都市と農村の交流等に果たす意義も大きく、その取組の広がりが期待されている。

（「地域再生プログラム」等に基づく地域再生の取組が進められている）

地域経済の活性化や地域雇用の創造を推進するためには、意欲のある地域が自らの再生

---

*1　(社)全国農村青少年教育振興会「小・中学校における農業体験学習の取組に関するアンケート調査」(15年３月。全国の公立小中学校3,332校を対象としたアンケート調査であり、回収率は61.9%。)

*2　(社)全国農村青少年教育振興会「小・中学校における農業体験学習の取組に関するアンケート調査」(14年３月。全国の公立小中学校3,348校を対象としたアンケート調査であり、回収率は59.6%。)

*3　農林水産省「学校教育における農山漁村体験の促進に関する連携方策調査」(15年３月)

に主体的に取り組み、これを国として積極的に支援していくことが重要となっている。

こうしたなか、15年10月に内閣に地域再生本部が設置され、16年２月に国として講ずべき支援措置の内容等を定めた「地域再生推進のためのプログラム」が決定された。このプログラムに規定された国の支援措置には、農村地域に関係するものとして、遊休化している補助対象施設の転用等による有効活用、農地転用の許可申請手続きの円滑化等があげられている。今後、このプログラムに基づいて各地域が作成する地域再生計画に即した取組が推進されることにより、地域活性化が図られることが期待される。

ウ　地域再生を支える多様な人々の主体的な連携の推進

（農村の再生には地域の内外の多様な人々の連携と主体的な取組が重要である）

農村の地域活性化の取組は、農業者以外にも、地域の女性や高齢者、都市住民、商工業者、ＮＰＯ等、多様な主体によって担われている。

集落における地域活性化のための組織の結成状況をみると、全国の５割以上の集落に女性中心の組織と高齢者中心の組織がつくられている。活動内容をみると、農産加工品の生産と農産物の直売は女性を中心とする組織が主として担っており、ボランティア活動は女性を中心とする組織と高齢者を中心とする組織が主として担っている[*1]。このように地域活性化に向けた集落の継続的な取組は、女性を中心とする組織と高齢者を中心とする組織が担っている。

また、最近では集落内の農業者や住民にとどまらず、近隣の地域住民や商工業者、ＮＰＯ、都市農村交流等を通じて形成された都市の人々や組織も幅広く参画、連携した地域の再生に向けた取組がみられるようになっている。特に、様々な資源を発掘し具体的な活動や産業活動に結び付けていくためには、農業者や農業生産の取組だけではおのずと限界があり、地域内外の飲食業、小売業、加工業、流通業等も含めて、食料産業の枠にとらわれることなく、広く異業種や様々な分野の人々との連携を積極的に推進することが重要となっている。

このため、地域自らが創意工夫を重ねた活動を支援するための基盤の整備、リーダーや起業者育成研修等の人材育成の強化、農村の振興に関する各府省が連携した支援を、一層推進する必要がある。

＜事例：ＮＰＯ法人設立により多様な者が協力する地域活性化の取組＞

山形県最上地域で有機農業に取り組む農家のグループが行っている都市との交流事業が契機となり首都圏の大学の協力を得て、14年９月に新庄市（しんじょうし）にバイオマスセンターが設立された。センター設立を機に、最上地域の中でバイオマスをキーワードに、自然環境に配慮した地域循環型の事業を興し、市民参加型の循環型社会を構築しようという機運が高まり、バイオマス技術を活用した地域活性化に取り組むために地域住民や企業等を構成員とする「バイオマスもがみの会」が設立され、16年１月にはＮＰＯ法人の認証を受けている。

最上地域で排出される未利用の有機資源は、きのこ栽培後の廃菌床が１万６千トン、樹皮・ひきくず等が２万６千トン等大量に存在しており、これらを有効活用することで、農林業を活性化するとと

---

*1　農林水産省「農林業センサス」（12年）

もに新しい産業創出に結び付けていくことが求められている。このような課題の解決のために、産官学の知恵を集める場としてこのＮＰＯ法人が活用されている。

新庄市では、バイオマスセンターと連携して、生ごみ、家畜排せつ物等を用いたたい肥づくり、たい肥を利用したスイートソルガムの栽培、スイートソルガムからアルコール混合燃料の生産、利用に至る研究が進められている。

また、鮭川村（さけがわむら）の有限会社Ｋでは、廃菌床等のたい肥を活用した有機栽培に取り組み、有機栽培大豆を使用した豆腐やみそなど加工品の製造、近隣の商店街、首都圏への販売や学校への提供等などに取り組んでいる。

さらに、有限会社Ｋでは、籾がらに粘土を加えて炭化させた炭を土壌改良材として販売をはじめ、地元の布製品業者が籾がら炭を活用した介護用新商品の開発に取り組み始めている。

このようなＮＰＯ法人の設立を契機とする地域の活性化は、行政や、大学、企業等の幅広い異業種間の協力体制を形成する観点で意義が深く、今後の活動の成果が期待される。

むすび

安全な「食」の供給に対する国民の要請にこたえるため、平成15年５月に食品安全基本法が成立した。同法の施行に伴い、７月に食品のリスク評価を行う食品安全委員会が発足し、リスク管理機関である農林水産省や厚生労働省においても組織体制が整備された。これらの行政組織においては、食の安全・安心を確保するためのリスクコミュニケーションにも積極的に取り組んできた。

このようななかで、15年10月に確認された国内８例目のＢＳＥ感染牛は、従来の事例とは異なる非定型的なＢＳＥであると判断され、11月にはこれまで発見された中で最若齢となる21か月齢の感染牛が確認された。これらはそれぞれ国際的にもまれな事例であったが、国内におけるＢＳＥ全頭検査体制の構築やリスクコミュニケーションの推進等を背景に特段の混乱はみられなかった。

その後、12月に米国で初めてＢＳＥ感染牛が確認され、直ちに米国産牛肉等の輸入が停止された。その結果、食材の大部分を米国産牛肉に依存していた事業者においてはメニューの変更等を余儀なくされ、多くの国民に親しまれてきた牛丼の販売が中止されるなど国民生活にも影響を及ぼした。一方、我が国と同等の安全・安心確保策の導入を米国からの輸入再開の条件としたことについては、多くの国民が理解を示した。

また、16年に入り、高病原性鳥インフルエンザが国内で79年ぶりに発生するとともに、アジアを中心に感染地域が広がった結果、我が国にとって鶏肉の主要な輸入先国であるタイや中国を含む多数の国・地域からの鶏肉等の輸入が停止される事態となった。

世界最大の食料純輸入国である我が国は、多くの農産物を特定の国から大量に輸入している。今からおよそ30年前、大豆の国際需給が極度にひっ迫し、米国は昭和48年に大豆の輸出規制を実施したが、今般の牛肉等の輸入停止は、我が国の食料供給構造が食の安全と安心の観点も含めて不安定要素をかかえていることを改めて認識する契機となった。

我が国の食料供給構造がこうしたぜい弱な一面を有していることは、今後のＷＴＯ農業交渉や各国とのＦＴＡ等の交渉を進めるうえでも十分に配慮していく必要がある。

安全な食料を安定的に確保することは、社会の安定及び国民の安心と健康の維持を図るうえで不可欠である。食料・農業・農村基本法においても、国内農業生産の増大を図りつつ、輸入と備蓄を適切に組み合わせ食料の安定供給を確保していくことを基本理念として掲げている。

しかしながら、我が国の農業生産は縮小傾向にあり、カロリーベースの食料自給率は40％と主要先進国の中で最低の水準にとどまっている。食料自給率は、国内の農業生産だけでなく国民の食生活のあり方によって左右されるものであり、健全な食生活の実現と心身の健康の増進を図るためにも、食生活指針の実践や食育の推進に取り組んでいく必要がある。また、地産地消やスローフードといった地域に根ざした取組が広がるなかで、国民一

人ひとりが、自らの「食」とそれを支える「農」を見つめ直していくことが期待される。
さらに、農場から食卓までの全行程において、食品の安全性確保のための措置を的確に講ずるとともに、食料の生産・供給に携わるすべての者においては、高い道徳心をもって消費者の信頼を獲得していくことが強く期待される。

国内農業生産の増大を図り、将来にわたる安定的な食料供給を確保していくためには、効率的かつ安定的な経営体が国内生産の大宗を担う農業構造を早期に確立する必要がある。このため、米政策改革大綱を踏まえた具体的な取組をはじめ、農業の構造改革をスピード感をもって進めていくことが重要である。
一方、農村の人口減少や高齢化が進むなかで、少数の農業者のみで農地や水、さらには日本の原風景とも言うべき農村景観や伝統文化を維持していくことは困難である。これらの農村の有する資源や農業の有する多面的機能を次世代に継承していくためには、地域住民やＮＰＯ等の協力を得つつ、地域全体で維持・保全に取り組んでいく体制を構築していくことが求められる。
また、安全で安心な農産物供給に対する消費者ニーズにこたえるとともに、農業の環境に与える負の効果を最小限に抑え正の効果を最大限に発揮していくためには、環境に配慮した生産の普及・定着を図っていく必要がある。

このような現状認識を踏まえ、食料・農業・農村基本計画の見直しにおいては、当面、担い手の経営に着目した品目横断的な政策への移行、望ましい農業構造・土地利用を実現するための担い手・農地制度の改革、農業環境・資源保全のための政策の確立の３つの課題について重点的な検討が行われている。
なお、これらの検討に当たっては、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と従来の施策についての十分な検証を踏まえ、国民的な議論を進めていくことが重要である。

本報告が、食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた国民的な議論を喚起する一つの素材となるとともに、生命をはぐくみ、自然環境を保全し、文化を形づくる食料・農業・農村の役割や位置付けに関する国民各層の理解の促進の一助になることを願うものである。

［ 用 語 の 解 説 ］

1．基本統計用語

農家等分類関係

用　　語	定　　義
農　　家	経営耕地面積が10ａ以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯(1990年以降の定義)
販売農家	経営耕地面積30ａ以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、１年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家
準主業農家	農外所得が主で、１年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家
副業的農家	１年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）
専業農家	世帯員のなかに兼業従事者が１人もいない農家
第１種兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が１人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家
第２種兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が１人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家
自給的農家	経営耕地面積30ａ未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
農家以外の農業事業体	経営耕地面積が10ａ以上または農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯（農家）以外の事業体
農業サービス事業体	委託を受けて農作業を行う事業所（農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む）

農業労働力関係

用　　語	定　　義
（農家）世帯員	原則として住居と生計を共にする者
農業従事者	15歳以上の世帯員で年間１日以上農業に従事した者
農業就業人口	自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数でみて自営農業の方が多い者
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者
農業専従者	自営農業に従事した日数が年間150日以上である農業従事者

農業地域類型区分

用　　語	定　　義
農業地域類型区分	地域農業の特性を明らかにするため、地域農業の構造を規定する基盤的な条件（耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等）に基づき市町村を区分したもの

区　　分	基　準　指　標　（下記のいずれかに該当するもの）
都市的地域	○　可住地に占めるＤＩＤ面積が５％以上で、人口密度500人以上またはＤＩＤ人口２万人以上の旧市区町村または市町村 ○　可住地に占める宅地等率が60％以上で、人口密度500人以上の旧市区町村または市町村 ただし、林野率80％以上のものは除く
平地農業地域	○　耕地率20％以上かつ林野率50％未満の旧市区町村または市町村 ただし、傾斜20分の１以上の田と傾斜８度以上の畑との合計面積の割合が90％以上のものを除く ○　耕地率20％以上かつ林野率50％以上で、傾斜20分の１以上の田と傾斜８度以上の畑の合計面積の割合が10％未満の旧市区町村または市町村
中間農業地域	○　耕地率が20％未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村または市町村 ○　耕地率が20％以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村または市町村
山間農業地域	○　林野率80％以上かつ耕地率10％未満の旧市区町村または市町村

注：1)　決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域

2)　ＤＩＤ（人口集中地区）とは、原則として人口密度が4,000人／km^2以上の基本単位区が市区町村内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が5,000人以上を有する地区をいう。

3)　傾斜は１筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

※　「中山間地域」とは、農業地域類型区分の「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域である。

2．五十音順

あ

アジェンダ2000	中東欧諸国のＥＵ加盟に備え、ＥＵの今後の政策方向を示すことを目的とし、1999年３月のベルリン特別欧州理事会で合意されたＥＵ加盟国間の約束文書。その主な内容は、ＥＵ加盟の交渉開始に関する勧告、ＥＵ拡大に備えた共通農業政策（ＣＡＰ）と共通地域政策（構造基金・格差是正基金）の改革方針、2000年から2006年までのＥＵ予算の枠組みの設定である。
稲発酵粗飼料	稲の子実が完熟する前に、子実と茎葉をいっしょに密封し、嫌気的条件のもとで発酵させた貯蔵飼料。近年、作物が作付けされない水田の有効活用と飼料自給率の向上に資することから注目されている。
ウルグアイ・ラウンド（ＵＲ）農業交渉	Uruguay Round／ウルグアイ・ラウンド交渉は1986年9月に南米ウルグアイのプンタ・デル・エステで開催されたガット閣僚会議での合意に基づき開始され、サービス貿易等の新たな分野を含む包括的な交渉として進められ、７年３か月後の93年12月に合意に至った。本交渉における農業交渉の特徴は、国内支持（農業補助金等）や輸出競争（輸出補助金等）にまで交渉の対象が拡大されたことにより、各国の国内農業政策にまで影響を与えるような結果となったことがあげられる。 本交渉の結果、市場アクセス（関税や関税割当て等）、国内支持、輸出競争の３分野の保護水準を95年から2000年までの６年間で一定水準削減すること等を内容とするＷＴＯ農業協定が合意された。
ＡＳＷ	Australian Standard Whiteの略。オーストラリア産のいくつかの品種をブレンドした小麦で、主に日本めん用に使用される中力粉の原料に適している。
栄養不足人口	健康と体重を維持し、軽度の活動を行うために必要な栄養を十分に摂取できない人々。ＦＡＯ（国連食糧農業機関）では、世界に８億４千万人が存在すると推計している。
ＮＰＯ（法人）（NonProfit Organization）	営利を目的としない民間の組織や団体。 会費、事業収入、民間の寄付、行政の補助金などを財源にして、ボランティアの労働力などで運営を行う。活動領域は福祉、環境からまちづくりまで幅広く、行政とは独立して自主的に社会貢献活動を行うなど市場でも政府でも十分に供給できないサービスを提供しており、新たな公益活動の担い手として注目されている。 また、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得し、法人として、銀行で口座を開設したり、事務所を借りるなどの法律行為を法人の名で行えるＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）と任意団体等を含む広義のＮＰＯと区別している。
エルニーニョ現象	太平洋赤道域の南米沿岸から中央部の日付変更線付近にかけての海面水温が平年より高くなり、それが半年から１年程度継続する現象。南米沿岸地域の多雨、オセアニアや東南アジアの少雨のほか、様々な地域で発生している異常気象との関連が強いとされている。
温室効果ガス	地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇（地球温暖化）させる効果を有する気体の総称。 代表的なものに二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）等がある。これらの排出には人間の生活・生産活動が大きく関与しており、我が国では、農林水産業分野からの排出量（CO_2換算）は、国内の全排出量の4.9%（13

年度）を占める。

か

外部経済（効果）

ある経済主体の経済活動が、市場を介さずに、他の経済主体の経済活動に及ぼす影響を外部効果といい、それがよい効果である場合は外部経済といい、望ましくない効果である場合は外部不経済という。後者の典型は公害である。
農業の有する多面的機能は、対価が払われることなく、他の主体にプラスの効果を与えるという意味で外部経済効果の性格を有している。

ガット（ＧＡＴＴ）

General Agreement on Tariffs and Trade（関税及び貿易に関する一般協定）の略。1948年に発足し、貿易面から国際経済を支える枠組みとして機能。我が国は55年に加入した。この協定の基本原則は、貿易制限措置の削減、貿易の無差別待遇（最恵国待遇、内国民待遇）とされている。ガットは正式な国際機関ではなかったが、これを拡大発展させる形で正式な国際機関としてのＷＴＯ（世界貿易機関）が95年１月に発足した。94年時点のガット及びその関連文書はＷＴＯ協定に取り込まれている。

関税割当て（制度）

特定の物品の輸入に、一定の数量までは低い税率（一次税率）、それを超える数量については高い税率（二次税率）を適用する制度。これにより、低い税率を希望する需要者と関税で保護される国内生産者の利害調整が図られる。

機会費用

労働等の生産要素を特定の用途に利用することについて、（その特定分野以外の）他の分野に投入したならば得られたであろう最大の貨幣額のこと。例えば、大学に進学する機会費用とは、大学に進学せずに働いた場合の給料などが当てはまる。

供給熱量と摂取熱量

供給熱量とは国民に対して供給される総熱量をいい、摂取熱量は実際に摂取される総熱量をいう。一般には、前者については農林水産省「食料需給表」、後者については厚生労働省「国民栄養調査」の数値が使われている。
両者は算出方法が全く異なるが、近年、供給熱量は微増ないし横ばい傾向にあるのに対し、摂取熱量は微減傾向にあり、その差は拡大してきている。その要因として、供給熱量には相当量の食品廃棄、食べ残しが含まれているのに対し、摂取熱量にはそれらが含まれていないことから、食料ロスの増加等が指摘されている。

寄与度

統計数値の全体の増減率の要因を説明する際に、その統計数値を構成している各個別の要素の増減がどの程度貢献しているのかを表す数値である。例えば、農業総産出額の対前年増減率に対する米の寄与度は次式により与えられる。

$$\text{寄与度（\%）} = \frac{\text{当年の米の産出額} - \text{前年の米の産出額}}{\text{前年の農業総産出額}} \times 100$$

ケアンズ諸国

輸出補助金の撤廃を目指して1986年にオーストラリアのケアンズで結成された農産物輸出国のグループ。
（アルゼンチン、オーストラリア、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、グアテマラ、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、パラグアイ、フィリピン、南アフリカ共和国、タイ、ウルグアイの計17か国）

耕作者主義

昭和27年、戦後実施された農地改革の成果を維持するとともに、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ることを目的とした農地法が制定された。その後、長らく「耕作する

者が農地を所有することが最も適当である」という「自作農主義」の考え方がとられていたが、昭和45年の農地法改正以降は、借地も含めた規模拡大、農地流動化等の構造政策を推進する観点から、「耕作する者が農地の権利を持つことが適当である」という「耕作者主義」の考え方がとられている。

耕作放棄（地）

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前１年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地をいう。なお、これに対して、調査日以前１年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付地といわれ経営耕地に含まれる。

高速インターネット基盤

大容量のデジタルデータ等を短時間にやりとりできる、数Mbps～数十Mbps（bpsは１秒間に通信することのできるビット数）程度の通信速度を持つインターネット網のこと。ＡＤＳＬ（一般の電話回線を利用した高速データ通信技術の一種）、ケーブルテレビ等を利用したインターネット網が代表的な例である。さらに光ファイバ等を利用した超高速インターネット基盤は数十Mbps～100Mbps程度の通信速度をもっており、映画等の大容量画像データも円滑に入手できる。

効率的かつ安定的な農業経営

主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり、主たる従事者１人当たりの生涯所得がその地域における他産業従事者とそん色ない水準を確保し得る生産性の高い農業経営をいう。

食料・農業・農村基本計画（平成12年３月閣議決定）にあわせて示された農業構造の展望では、近年のすう勢等を基に、将来（22年）における「効率的かつ安定的な農業経営」を、家族農業経営33～37万戸程度、法人経営及び生産組織３～４万程度と見込んでいる。

国内支持

政府が農業生産者のために行う全ての政策をいう。ウルグアイ・ラウンド農業合意では、国内支持政策を、「緑」、「青」、「黄」の政策として次のように区分した。

「緑」の政策は、貿易や生産に対する影響がない政策であり、試験研究や基盤整備等が該当する。

「青」の政策は、生産調整を伴う直接支払いのうち特定の要件を満たす政策であり、ＥＵの直接支払いや我が国の稲作経営安定対策等が該当する。

「黄」の政策は、それら以外の貿易や生産に影響がある政策であり、生産関連の補助金や価格支持政策が該当する。

また、「緑」や「青」の政策は削減の対象外としたほか、「黄」の政策は、1995年から2000年までの６年間で20％削減することが加盟国間で合意された。

米政策改革大綱

水田農業経営の安定と発展を図ることを目的に14年に決定された大綱。米づくりの本来あるべき姿とそれに至る手順、期間、需給調整や流通制度の改革の方向などが示された。

さ

作況指数

作柄の良否を表す指標で、その年の10アール当たり平年収量に対する10アール当たり（予想）収量の比率で表す。10アール当たり平年収量は、作物の栽培開始前に、その年の気象の推移や被害の発生状況等を平年並みとみなし、最近の栽培技術の進歩の状況等を考慮して、実収量のすう勢をもとに算出したその年に予想される収量のことである。

水稲については、作況指数106以上を「良」、102～105を「やや良」、99～101を「平年並み」、95～98を「やや不良」、91～94を「不良」、90以下を「著しい不良」と表現する。

市場アクセス

ある国の国内市場への産品・サービスの市場参入の権利・方法をいう。

ＧＤＰ

Gross Domestic Product（国内総生産）の略。国内において一定期間（通常一年間）に生産された財貨・サービスの付加価値額の総計。国内の経済活動の水準を表す指標となる。

自由貿易協定（ＦＴＡ）

Free Trade Agreement／２以上の国が関税の廃止や制度の調整等による相互の貿易促進を目的として他の国を排除する形で締結されるものであり、本来、ＷＴＯの最恵国待遇に反するものとされている。しかしながら、その貿易自由化効果ゆえに、一定の要件（①「実質上のすべての貿易」について「関税その他の制限的通商規則を廃止」すること、②廃止は、妥当な期間内（解釈了解においては原則10年以内とされている。）に行うこと、③域外国に対して関税その他の通商障壁を高めないこと等）のもとに認められている（貿易及び関税に関する一般協定（ガット）第24条他）。

（中山間地域等直接支払制度における）集落協定

直接支払いの対象となる傾斜等により農業生産条件の不利な１ha以上の一団の農用地において農業生産活動等（耕作、農地管理等）を行う農業者等が締結するもので、将来にわたり当該農用地において農業生産活動等が維持されるよう、①構成員の役割分担、②生産性の向上や担い手の定着の目標等、集落として今後５年間に取り組むべき事項や目標を定めるもの。

（注）ここでいう集落とは、一団の農用地において協定参加者の合意のもとに農業生産活動等を協力して行う集団をいう。

（自地域）需要依存率

各地域の生産がどれだけ当該地域の需要に依存しているかを表す率。当該地域の生産増に対して他の地域の需要を喚起する率（移出率）が低いほど、自地域需要依存率は高いことになる。

需要依存率＝地域ごとの移出率の全国平均
－当該地域の移出率

$$\text{移出率} = \frac{\text{当該地域の移出額の計}}{\text{当該地域内の生産額}} \times 100$$

食の外部化

女性の社会進出や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況がみられる。これに伴い、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品やそう菜、弁当といった「中食」の提供や市場の開拓等に進展がみられており、これらの変化を総称して「食の外部化」という。→中食。

食料産業

農業、林業（きのこ類やくり等の特用林産物に限る）、漁業、食品工業、資材供給産業、関連投資（農業機械、漁船、食料品加工機械等の生産や農林漁業関連の公共事業等の投資）、飲食店、これらに関連する流通業を包括した産業であり、「産業連関表」や「国民経済計算」に準拠して農林水産省が作成している「農業・食料関連産業の経済計算」において推計の対象としている産業。

助成合計量（ＡＭＳ）

Aggregate Measurement of Support／ＷＴＯ農業協定において、削減対象とされている国内助成の総額。市場価格支持（農産物の内外価格差×生産量）と削減対象直接払い（削減対象となる農業補助金等）の合計額。

新形質米

これまで多くの品種とは異なる新たな形質を持った米。国民の豊かな食生活に貢献するため、今後も新しい発想のもとでの開発が期待される。

(近年開発された主な新形質米の種類と特性)

・低アミロース米：モチモチしていて粘りが強く、冷めても硬くなりにくい特性をもち、弁当やおにぎり、チルド寿司等に適する。
・高アミロース米：パサパサしており、ピラフやおかゆ、ライスヌードルなどに適する。
・巨大胚米：胚芽が大きく、血圧上昇抑制効果があるといわれるγ－アミノ酪酸（ギャバ）の含量が多く、発芽玄米に適する。
・低グルテリン米：易消化性たんぱく質のグルテリン含量が少ない。
・色素米（赤米、紫黒米）：ポリフェノール（抗酸化成分）や鉄、カルシウム、ビタミンが多く含まれ、赤飯、五穀米、赤酒等に適する。

生産波及の大きさ

ある産業に対して１単位の最終需要が発生した場合、各産業がどれだけの単位の生産をすればよいか（生産波及）を示す指標。

（自地域）生産誘発率

各地域の需要がどれだけ当該地域の生産を誘発しているかを表す率。当該地域の需要増に対して他地域の生産を誘発する率（移入率）が低いほど、自地域生産誘発率は高いことになる。

生産誘発率＝移入率の全国平均　－　当該地域の移入率

$$\text{移入率} = \frac{\text{当該地域の移入額の計の絶対値}}{\text{地域内需要額の合計}} \times 100$$

ＳＯＨＯ（ソーホー）

スモールオフィス・ホームオフィス(Small Office & Home Office)の略語で、一般には「パソコン等の情報通信機器を利用して、小さな貸しオフィスや自宅等で仕事を行っている、個人企業家や自営業者」を指す言葉として使用されている。

損益分岐点売上高・損益分岐点比率

売上高と費用が等しく、利益も損失も生じない採算点を「損益分岐点」、それに対応した売上高を「損益分岐点売上高」といい、この損益分岐点売上高以上の売上高をあげることによって、はじめて利益が発生する。また、実際の売上高に対するこの損益分岐点売上高の比率をみたものを「損益分岐点比率」といい、この値が低いほど収益力が高く、経営が安定していることを示す。

損益分岐点売上高及び損益分岐点比率は次式により試算される。

$$\text{損益分岐点売上高} = \frac{\text{固定費}}{1 - \text{変動費}/\text{売上高}}$$

$$\text{損益分岐点比率} = \frac{\text{損益分岐点売上高}}{\text{現実の売上高}} \times 100$$

た

ＷＴＯ

World Trade Organization（世界貿易機関）の略。ウルグアイ・ラウンド合意を受け、関税及び貿易に関する一般協定（ガット）に代わり、1995年１月に発足した国際機関。本部はジュネーブにあり、貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、国際貿

	易紛争を処理する。
地域水田農業ビジョン	米政策改革大綱で示された改革の方向を実現するため、各地域において、今後の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向をとりまとめた計画。
直接（固定）支払い	「直接支払い」とは、国・地方公共団体等から生産者に対して直接支払われる補助金等のこと。ＷＴＯ協定上、生産者に対する直接支払いのうち、生産に関連しない収入支持、環境施策に関するもの、条件不利地域援助等の条件に一致するものは、削減の対象外となっている。 米国においては、1996年以降、それまで実施されていた生産調整を条件とした不足払い制度が廃止され、これに代わる措置として生産に関連しない収入支持に該当する「直接固定支払制度」が導入された。 また、「直接支払い」は、ＥＵにおいても93年より導入されている。
土地改良区	土地改良法に基づき、一定の地域について、15人以上の農業者（原則として使用収益者）により土地改良事業を実施することを目的として設立される団体。規模は数ヘクタールから数市町村にまたがるものまで多岐にわたり、かんがい排水事業やほ場整備事業等を実施するほか、これら事業により造成された土地改良施設や国、県等が造成した土地改良施設の維持管理等を行っている。平成14年度から愛称を「水土里ネット」にするとともに、土地改良区自らがこれまでの役割を評価し、住民と一体になった地域づくりを行う「21世紀土地改良区創造運動」を推進している。
鳥インフルエンザ	Ａ型インフルエンザウイルス感染による鳥類の疾病であり、人のウイルスとは異なる。鳥インフルエンザのうち鶏等に高致死性の病原性を示すものを高病原性鳥インフルエンザと呼ぶ。鶏等が感染すると、全身症状をおこし、神経症状、呼吸器症状、消化器症状等が現れ、大量に死亡することもまれではない。なお、鳥インフルエンザウイルスは、生きた鳥との接触等により人に感染した例が知られているものの、鶏卵、鶏肉を食べることにより感染することは報告されていない。
トレーサビリティシステム（生産流通履歴情報把握システム）	食品等の生産や流通に関する履歴情報を追跡・遡及することができる方式。生産者や流通業者は、媒体（バーコード、ＩＣタグ等）に食品情報を集積するなどし、それを消費者等が必要に応じて検索できるシステム。これにより、食品事故発生時の早期原因究明や生産者と消費者の「顔の見える関係」の構築が期待される。
な	
中食（なかしょく）	レストラン等へ出かけて食事をする外食と、家庭内で手作り料理を食べる「内食（ないしょく）」の中間にあって、市販の弁当やそう菜等、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校・屋外等へ持って帰り、そのまま（調理加熱することなく）食事として食べられる状態に調理された日持ちのしない食品の総称。
日・シンガポール新時代経済連携協定	2002年１月に署名し同年11月に発効した我が国にとって初めての経済連携協定。この協定により、両国間の国境を越えた物品、人、サービス、投資、情報のより自由な移動を促進し、両国間における幅広い分野の経済活動の連携強化を促進することとなった。 同協定では、物品の貿易について、日本からシンガポールへの輸出にかかる関税をすべて撤廃するとともに、シンガポ

ールから日本への輸出にかかる関税の94%（金額ベース）を撤廃することとされた。農林水産物については、我が国の農林水産業に及び得る影響に配慮し、既に無税となっている品目（ＷＴＯ無税譲許品目及び実行無税品目）に限って、同協定の譲許の対象とすることとした。

認定農業者制度

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。認定を受けた者（認定農業者）に対しては、スーパーＬ・Ｓ資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を重点的に実施している。

農業構造の展望

食料・農業・農村基本法で政策の方向として掲げている「効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造」を明らかにするため、食料・農業・農村基本計画（平成12年３月閣議決定）にあわせて示された将来（22年）における農業構造。「効率的かつ安定的な農業経営」が、家族経営33～37万戸程度、法人経営及び生産組織３～４万程度となり、これら経営体へ作業受託を含め農地利用の６割程度が集積されると見込んでいる。

農業固定資本（額）

建物、自動車、農機具、植物、動物など（土地を除く）、農業生産過程に固定されて繰り返し使用される資本財の価値額。使用される過程で、価値の一部分は次第に生産物に移行し、その価値は減価していく。

農業集落

市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的、血縁的に結び付いた社会生活の基礎的な地域単位のこと。農業水利施設の維持管理や農機具等の利用、農産物の共同出荷等の農業生産面ばかりでなく、集落共同施設の利用、冠婚葬祭その他生活面にまで及ぶ密接な結び付きのもと、様々な慣習が形成されており、自治及び行政の単位としても機能している。

農業の交易条件

農産物の生産者価格と農業生産資材価格の関係。前者が相対的に高くなれば、「農業の交易条件は改善した」という。

農業の交易条件の指標である「交易条件指数」は、農産物生産者価格指数を農業生産資材価格指数で除し、100を乗ずることによって求められる。

農業の自然循環機能

稲わらや家畜排せつ物等をたい肥として農地に還元することによって、①土壌の物理性が改善され生産力が増進する、②養分として再び作物に吸収される、③土壌中の微生物が多様化する。このように、農業生産活動は自然界における生物を介在する物質の循環に依存するとともに、こうした循環を促進する機能を有しており、これを総称して農業の自然循環機能という。

農業の持続的な発展のためには、自然循環機能の維持増進を図っていくことが重要であることから、食料・農業・農村基本法において、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずることとされている。

は

非貿易的関心事項（ＮＴＣ）

Non-Trade Concerns／食料安全保障、環境保護等貿易の対象とならない重要関心事項。

なお、ＷＴＯ農業協定第20条において、2000年から開始される新たな農業交渉では非貿易的関心事項を考慮すべきことが規定されており、このことはドーハ閣僚宣言においても確

認されている。

ＢＳＥ（牛海綿状脳症）	Bovine Spongiform Encephalopathy ／異常プリオンたんぱく質（細胞たんぱく質の一種が異常化したもの）に汚染された飼料（ＢＳＥ感染牛の脳等を含む肉骨粉等）の摂取により経口感染すると考えられている牛の疾病。２年以上の長い潜伏期間の後、脳組織がスポンジ状になり、行動異常等の神経症状を呈し、発病後２週間から６か月で死に至る。1986年に英国で初めて報告されたが、これは、70年代に英国での肉骨粉の製造工程が変化したことにより、異常プリオンたんぱく質が不活化されずに残存した肉骨粉が流通・給与されたことが背景にあると考えられている。
ブレンド米	複数の品種・産地の米を混合（ブレンド）した米。品種・産地等が異なる米を混合することで、味、品質、価格等を調整できる効果がある。一般的に、単価の高い有名品種・産地の単一品種米と比較して低価格であることが多い。
ブロードバンド	本来は「広帯域」という意味であるが、現在では主に、ケーブルテレビやＡＤＳＬ、光ファイバーなど（超）高速インターネット基盤を利用した高速・大容量の情報通信サービスのことをいう。 ブロードバンドを利用すると、例えば、映像や音声など大容量のデータを使った動画ニュース、音声・映像付きの電子書籍等を様々な方式で利用することができる。
北米自由貿易協定（ＮＡＦＴＡ）	North American Free Trade Agreement／貿易の自由化による経済発展を目的として、米国とカナダとの間で1989年に米国・カナダ自由貿易協定が結ばれ、その後94年に、メキシコが加ったことにより現在の体制となった。この協定では、域内の貿易における全品目の関税を金額ベースで99％撤廃することとなっている。
ま	
モダリティ（交渉の大枠）	ＷＴＯ農業交渉においては、市場アクセス、国内支持、輸出規律の各３分野について各国に共通に適用されるルールをいう。ウルグァイ・ラウンド農業合意でみると、「助成合計量の実施期間中の20％削減」や「農産物全体で平均36％（品目ごとに最低15％）の関税削減」等がこれに当たる。
や	
輸出補助金	産品を輸出する場合に政府が支給する補助金で、輸出促進効果があるうえ、他国の同一の輸出品に比べ当該補助金相当額分だけ価格を安く設定することができることから、貿易を歪曲するおそれがある。我が国の農業分野ではこのような制度はないが、主にＥＵ等で実施されている。
ら	
緑肥作物	植物体を腐らせずに、そのまま土壌中にすき込んで分解させ、直接または間接的に作物に養分を供給することを目的に作付ける作物。北海道では、えん麦、アブラナ科のキカラシ、ひまわり、青刈りとうもろこし等が緑肥作物として作付けされている。
輪作	異なる種類の作物を同一のほ場に一定の順序で繰り返して栽培することをいう。作物には特有の土壌伝染性病害虫があり、異なる種類の作物を組み合わせることにより、これらの発生を抑制する効果がある。また、土壌中の養分吸収圏や種

類ごとの養分吸収量が異なること等から、地力の維持・保全が可能となる。